

第 1 回
特別職報酬等小委員会会議録

開会 平成 1 7 年 5 月 1 8 日 (水)

閉会 平成 1 7 年 5 月 1 8 日 (水)

那賀 5 町合併協議会

第1回特別職報酬等小委員会 索引

付 議 議 件 名	頁 数
1.開 会	1
2.委員の紹介	"
3.事務局職員の紹介	2
4.委員長及び副委員長の選出について	"
5.委員長挨拶	5
6.会議録署名委員の指名	6
7.協議事項	
(1)小委員会の運営方針について	7
(2)小委員会運営スケジュール(案)について	8
(3)新市の市長、助役、収入役及び教育長の給料月額について	9
(4)新市の議会議員の報酬月額について	11
(5)新市の非常勤の特別職の報酬額について	12
8.その他	
9.次回開催日程等について	17
10.閉会	18

第1回特別職報酬等小委員会 会議録			
開催年月日	平成17年5月18日(水)		
開催場所	打田町保健福祉センター 3階 大会議室		
開会及び閉会時間	開会 午後1時26分	閉会 午後2時43分	
会議録署名委員	奥 順 司	松 井 信 雄	
議 長	宇 田 寛		
出席並びに欠席委員 出席 10名 欠席 名 凡例 出席 x 欠席	委 員 氏 名		出欠
	委員長	宇 田 寛	
	副委員長	上 野 富 一	
	委 員	奥 順 司	
	委 員	松 井 信 雄	
	委 員	柳 本 益 代	
	委 員	仮 屋 肇 昇	
	委 員	藤 田 佐代子	
	委 員	西 平 美 和	
	委 員	松 浦 猛	
	委 員	河 上 泰 三	
合併協議会 事務局	事務局 長	奥 谷 敏 夫	
	事務局 次長	栗 山 房 大	
	総務課 長	石 脇 順 治	
	調整課 長	狭 間 秋 友	
	計画課 長	岩 坪 純 司	
	総務課 主幹	半 田 雅 己	
	総務課長補佐	今 城 崇 光	
	総務課長補佐	乾 浩 二	
	総務課長補佐	栗 本 宗 彦	
	総務課 係長	中 村 健	
	総 務 班	西 坂 善 行	
	"	藤 井 節 子	
	"	脇 登美子	
	"	柏 木 健 司	
"	上 山 和 彦		
会議の経過	別紙のとおり		

<p>事務局 (次長 栗山房大)</p>	<p>みなさんこんにちは。予定の時間より少し早いんですけども、もう皆さんお揃いでございますので、ただ今から第1回特別職報酬等小委員会を開催させていただきます。本日は大変お忙しい中ご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。</p> <p>それでは早速会議に入らせていただきますが、まだ委員長が選出されておられないのでそれまでの間、私総務班の栗山でございますが、進行役を務めさせていただきますと思いますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それから会議資料のご確認でございますが、委員の皆様方には事前に資料を配付させていただいておりますが、もし本日お持ちでない委員の方がいらっしゃいましたら事務局までお申し出いただきたいと思います。よろしくごさいませうでしょうか。</p> <p>「はい。」の声あり。</p>
<p>事務局 (次長 栗山房大)</p>	<p>また携帯電話についてでございますが、会議中は電源をお切りいただくか、マナーモードに切り替えていただきますようよろしくお願い申し上げます。なお、本日の会議には各町の総務課長にオブザーバーとして同席をいただいておりますが、委員の皆様方に前もってご了承賜りたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>「はい。」の声あり。</p>
<p>事務局 (次長 栗山房大)</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは会議次第2番目の委員の紹介に移らせていただきます。もうおなじみの委員さん方ばかりでございますので、今さらという感もございますが、本日第1回目の委員会ということでございますので、ご紹介をさせていただきます。私の方からお名前を申し上げますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、打田町の奥順司委員。 それから同じく打田町の上野富一委員。 それから粉河町の松井信雄委員。 同じく粉河町の柳本益代委員。 それから那賀町の仮屋肇昇委員。 同じく那賀町の藤田佐代子委員。 それから桃山町の宇田寛委員。 同じく桃山町の西平美和委員。 貴志川町の松浦猛委員。 同じく貴志川町の河上泰三委員です。</p>

以上10名の委員の方でございます。

続きまして、事務局の職員の紹介をさせていただきます。

まず私の近くの方からですが、事務局長の奥谷でございます。それからちょっと順番変わってますけれども、総務課長の石脇でございます。それから調整課長の狭間でございます。それから計画課長の岩坪でございます。それから総務課長補佐の乾でございます。同じく総務課長補佐の栗本でございます。それからマイク等の担当をいたします、総務課主幹の半田でございます。同じく総務課の補佐の今城でございます。それから同じく総務課の中村でございます。

それから2月7日付けで5町それぞれの町に在籍しながら兼務発令によりまして、合併協議会のこの合併準備室の総務班の方に配属されました5名の職員をご紹介します。

まず打田町の西坂でございます。打田町の総務課の主幹です。それから粉河町の藤井節子でございます。粉河町の総務課の主幹でございます。那賀町の脇でございます。那賀町の総務課の主幹を兼務しております。桃山町の柏木でございます。桃山町では総務課長補佐でございます。貴志川町の上山でございます。貴志川町の総務課の主幹を兼務しております。

以上でございますが、総務班8名の職員、名簿見ていただきましたら私とそれから乾、それから栗本、と今の兼務発令によります5人の職員、この8名でこの小委員会を担当させていただくということになりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、続きまして会議次第4番委員長及び副委員長の選出に移らせていただきます。3ページの方をお開きいただきたいと思います。特別職報酬等小委員会規程第4条第1項の規定に基づきまして、委員長、副委員長を選出していただくものでございます。そこに第4条載せてるんですけども、選出方法につきましては2項の方で委員の互選により選出するという旨規定されてございます。それでまず、委員長の選出からお願いいたしたいんですけども、この選出、互選は互選なんですけども、互選にも色々方法があるかと思っておりますので、その辺につきましてご意見等ございましたら、よろしくお願いいたしたいなと思っております。

どういう事でも結構ですので、お願いします。はい、奥委員よろしくお願いします。

委員

今、委員の互選ということで我々初めてこの報酬委員会委員に選出され

<p>(奥 順司)</p>	<p>てきたわけなんですけども、委員長を互選すると、互選の方法っていうと色々この少人数の中でありますので、私の私見をもう申し上げまして、これはあくまでも私の私見でございます。今こうして我々テーブルを並べた中でですね、私はもうここで一つお願いしたいのは、桃山町の宇田寛さんあたりに委員長お願いできて、宇田さんにお引き受けをいただいたらありがたいかなと思います。以上です。皆様のご意見を聞いて下さい。</p>
<p>事務局 (次長 栗山房大)</p>	<p>はい、ありがとうございます。今、奥委員の方から桃山町の宇田寛委員さんをお願いしてはどうかというご意見がございましたが、他にご意見ございませんでしょうか。はい、宇田さん。</p>
<p>委員 (宇田 寛)</p>	<p>私のようなものご指名いただいてありがたいんですが、なにぶんにも見渡したところ、私が一番年かさで、もう大正生まれなもんですから、やはりこういうには、若い新進気鋭で、明晰な頭脳を持っておられる方々が一番ええんではないかなと、かように常々この小委員会に入らせていただいた時からそう考えておりました。できれば打田町の上野さんぐらいにお願いができれば一番ありがたいのではないかなと、私はこう思ってるんですが。</p>
<p>事務局 (次長 栗山房大)</p>	<p>はい、ありがとうございます。今ご指名を受けた宇田さんの方から逆にですね、ご発言がありまして宇田さんももちろんお若いんですけども、さらに若い上野さんにですね、っていうご指名がございましたが、他にご意見ございましたらお願いいたします。はい、上野さん。</p>
<p>委員 (上野富一)</p>	<p>宇田さんの方に僕の方ご指名いただいたんですけども、やはりやっぱり色々な経験っていう部分、やっぱり宇田さんに僕もお願いしたいなと僕も思いますので、よろしくお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 (次長 栗山房大)</p>	<p>はい、どうもありがとうございます。上野委員の方からはまた逆指名といいましょうか、宇田委員をご指名されたようでございますが。はい、藤田委員どうぞ。</p>
<p>委員 (藤田佐代子)</p>	<p>こういう事やってたら、水掛け論になって決まらないと思いますので、選考委員を選んでいただく方がよろしいんじゃないでしょうか。</p>
<p>事務局 (次長 栗山房大)</p>	<p>はい、今藤田委員の方からですね選考委員を選んでその場で決定してはいいかなというご意見もございました。他にございませんでしょうか。なかなかご指名を受けて、はい、それじゃあ私がやりますとなかなかそ</p>

<p>事務局 (次長 栗山房大)</p>	<p>ういうわけにもいかないと思いますので、今、藤田委員がご発言いただきました選考委員っていう形をとらしていただくということでよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし。」の声あり。</p> <p>はい、とういうことでしたら選考委員っていうことでたまたま各町の方から2名ずつ本日委員さんになっていただいておりますので、どうでしょうかね、選考委員を選ぶ方法なんですけれども、各町から1名ずつぐらいっていうことでどうですか。</p> <p>ご意見ないですか。わかりました。そしたらですね、その各町の方からお二人でそれぞれにご相談いただきまして、選考委員を決めていただきたいと思いますので、もうすぐ大丈夫ですか、時間とりましょうか。大丈夫ですか。はい、そしたら選考委員の発表をお願いいたします。</p> <p>まず打田町さんは、奥さんか上野さんっていうことになりますが、上野委員さんですね。そしたら粉河町さんは、柳本さん。それから那賀町は仮屋さん。桃山町は西平さん。それから貴志川町は河上さんですね。はい。</p> <p>そしたら確認させていただきます。打田町につきましては、上野委員、粉河町につきましては、柳本委員、那賀町につきましては仮屋委員。桃山町が西平委員。そして貴志川町が河上委員と、この5名の選考委員の委員さん方で、もう選考委員さんで決めていただくということになりました、私先ほど委員長まずお決めいただきたいということをお願いしたんですけれども、また委員長決まってから色々な決め方あると思うんですけど、できましたら一つ事務局からの提案なんですけれども、もう副委員長も併せてですね、選考委員の方でお願いできたらと思いますので、よろしくお願いいいたします。それでは暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩 午後1時39分) (再開 午後1時51分)</p>
<p>事務局 (次長 栗山房大)</p>	<p>はい、それでは休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。それでは、委員長、副委員長選考いただいたようでございますので、どなたか代表してご発表いただきたいと思います。仮屋委員よろしくお願いいいたします。</p>
<p>委員 (仮屋肇昇)</p>	<p>はい、選考委員を代表して、長老ということで、発表しろということですので一つ発表させていただきます。選考委員の中で色々慎重審議をさせていただきました。色々なこれからこの特別職の報酬等小委員会をまと</p>

<p>事務局 (次長 栗山房大)</p>	<p>めていくについて、大変ご苦労、また色々な問題も出てくると思うんですが、委員長さんに宇田寛委員長、それから副委員長さんに上野富一副委員さんということで、上野さんも新進気鋭で、若手ということですのでひとつ副の方もお願いをして、委員長宇田さん、それから副に上野さんということで決まりましたので、よろしくお願いを申し上げます。以上、発表させていただきました。</p> <p>ありがとうございます。ただ今選考結果が発表されました。委員長には宇田寛委員、副委員長には上野富一委員、以上の通り決定することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声あり。</p>
<p>事務局 (次長 栗山房大)</p>	<p>はい、それでは委員長には宇田寛委員、副委員長には上野富一委員さんをお願いすることに決定いたします。どうもありがとうございました。</p> <p>委員長が選出されましたので、小委員会規程第5条の3項「会議の議長は委員長が務める」という規定に基づきましてこれ以降の議事進行につきましては、宇田委員長にお願いいたしたいと存じます。委員長は議長席へよろしくお願いいたします。</p> <p>それから不慣れな司会ではございましたが、委員の皆様方のご協力をいただきまして無事議事を進めることができました。厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。暫時、少しだけ休憩をちょっといただきたいと思います。その場で休憩していただきたいと思います。</p> <p>(休憩 午後1時53分) (再開 午後1時55分)</p>
<p>議長 (宇田 寛)</p>	<p>委員長の大役を仰せつかりまして、先ほどからもちょっと話しが出てましたが、戦時中の話が出るようなもう古くさい男で、色々なことで皆さん方のご協力をいただかないとこの小委員会を円満に進めていけないと思いますので、どうか一つ上野委員さんが副委員長をやっていただけるといことなので、ご尽力をいただいて進めて参りたいと思います。</p> <p>なにぶんにも特別職の報酬等ということになりますと、住民の関心も非常に高いでしょうし、また役職に就いていただく方々のやはり重責とか色々なことでの大変さというものもあるでしょうし、そういう中でやはり妥当なやはり報酬というものが決められるということが、一番これからの市政を進めていく上では、非常に重要な事項ではなかるうかと思えます。そういう意味では、非常に小委員会の責任というのは重いものであります</p>

が、いずれにいたしましても5町の町長、色々と協議をなされて我々に諮問をされるということでございますので、その内容を充分色々と皆さん方のご意見なり、また住民の方々の意向というもんを勘案された中で、ご意見を出してもらって、我々としてその諮問にどう答えていくかということになるかと思っておりますので、一つご協力のほどよろしくお願いをしたいと思います。簡単ですが、挨拶にします。

では座らせていただきます。議長ということですので、まず早速ですが会議次第に従いまして、本日の出席委員は10名で、全員参加をしていただいております。従って小委員会規程第5条第2項の規定の3分の2以上の委員のご出席がありますので、本日の会議は成立いたします。

続きまして本会議次第について会議録の署名委員を私の方から指名させていただきますと思いますので、よろしくお願いをいたします。まず、打田町の奥順司委員さん、一つよろしくお願ひしたいと思います。それから粉河町の松井信雄委員さん、一つよろしくお願ひをしておきます。

それから会議次第ではこの後すぐ協議にはいることになっておりますが、合併協議会の会長からの諮問書をいただきたいということになっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

事務局
(局長
奥谷敏夫)

失礼をいたします。本日この小委員会の席上に合併協議会会長の服部が参りまして、委員の皆様方に諮問書をお渡しし、お願ひを申し上げるところでございますが、他の公務のためどうしても出席することができませんので、私の方から代読をさせていただきます。

特別職報酬等小委員会委員長様
那賀5町合併協議会 会長 服部一

特別職の給料及び報酬の額について

新市の市長、助役、収入役、及び教育長の給料並びに新市の議会議員等の報酬の額等について諮問をいたします。つきましては、ご審議の上答申方よろしくお願いいたします。

諮問理由といたしまして、特別職の報酬等については、合併協議会において5町の長が協議して定めることを確認しております。5町の長は特別職の報酬等を定めるにつけ、協議会会長に特別職の報酬等について専門に調査、または審議する小委員会の設置の依頼を行い、平成17年3月30日の第12回合併協議会において特別職報酬等小委員会規程が議決されたことにより、諮問するものであります。

どうかよろしくお願いをいたします。

<p>議長 (宇田 寛)</p>	<p>はい。ただ今諮問書をいただきましたが、これから当小委員会としても協議を行っていきまして、一定の協議結果をもって答申に結びつけたいという風に考えております。どうか一つ委員各位、皆様のご協力をお願いをしたいと思っております。</p> <p>それではまず、最初に協議事項にうつらせていただきます。皆さん方お手元の資料を一つご覧いただきたいのですが、会議次第で1、協議事項の1番は小委員会の運営方針ということになっております。これについて事務局の方から一つ説明をお願いしたいと思っております。</p>
<p>事務局 (総務課長補佐 栗本宗彦)</p>	<p>失礼します。総務班の栗本です。私の方から説明させていただきます。まず4ページをご覧下さい。特別職報酬等小委員会の運営方針につきましては、3月30日の第12回の合併協議会で、議決していただきました特別職報酬等小委員会規程によるものとし、これらに定める事項以外の小委員会の会議の運営につきましては、那賀5町合併協議会の会議運営規程、それから那賀5町合併協議会の会議録等閲覧に関する要綱の規定というものを準用します。この特別職報酬等小委員会の所掌事項につきましては、こちらに書いてますとおり小委員会規程第2条ということで新市の特別職の報酬等の調査、それから新市の特別職の報酬等の調整に関する審議、その他必要な事項ということになっております。</p> <p>それで、特別職の報酬の調整につきましては、「特別職の身分の取扱いについて」という協定項目の中で、これ去年の6月の24日に確認されているんですけども、市長、助役、収入役、教育長といった4役、それから議会議員、行政委員会、審議会、付属機関、その他の特別職の報酬額等につきましては、5町の長が協議して調整するということになっておりますが、下の図を見ていただきたいと思っております。</p> <p>先ほどの諮問の理由のところにもありましたが、特別職の報酬等を調整する5町の長は、協議会会長へ新市の特別職の報酬等の調査、審議をする小委員会の設置の依頼を行い、先ほど小委員会の委員長あてに諮問を行いました。これを受けまして、小委員会では特別職の報酬等の調整を審議し、協議結果については会長に答申を行っていくこととなります。会長はこの答申結果を5町の長に報告を行いまして、5町の長はこれを基に協議して定めると同時に、協議会に対しても報告を行うというようなこととなります。</p> <p>そこでこの小委員会では、全ての特別職の報酬の調整を審議するのではなく、基本的には市長、助役、収入役、教育長といった4役の給料月額、議会議員の報酬月額、それから地方自治法で定められています市町村におかなければならない委員、委員会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、というのがあ</p>

ですけれども、そういった行政委員会について協議していただきたいと考えております。これ以外の特別職については、たくさんあるんですけれども、現在分科会で新市において存続していくかどうかということも含めて今、検討しているところでありますので、報酬額についても分科会で協議していただいて幹事会、町長会で決めていただくというようなことを考えております。

5ページをお開き下さい。特別職報酬等の決定までの流れでありますけれども、3月30日の第12回の合併協議会におきまして、小委員会規程が議決され本日会長から諮問されまして、第1回の小委員会を開催と、今後2,3回報酬等の調整をしていただきます。それで検討結果がまとまりますと、協議会の会長に検討結果の答申を行い、会長から5町の長に報告をしていきます。5町の長は答申を基に特別職の給料、報酬額等を決定し、同時に協議会にも報告を行い、市長職務執行者が条例で専決処分をします。その後、新市の初議会におきまして専決処分について議会の承認を求めるといった流れになっております。以上です。

議長
(宇田 寛)

はい、ありがとうございました。ただ今事務局の方からいわゆるこの小委員会の運営方法についてご説明がありましたが、皆さん方の方でなにかご意見或いはご質問がございませんか。

どうぞ、少人数でございますので遠慮せずに気楽に思ったこと、或いは質問等もお願いをしたいと思いますのですが、ございませんか。

「異議なし。」の声あり。

議長
(宇田 寛)

はい、ありがとうございます。それではこの運営方法で進めさせていただきます。では引き続きまして、協議事項第2の小委員会の運営スケジュール案について事務局の方からご説明をいただきたいと思っております。

事務局
(総務課長補
佐 栗本宗彦)

それでは小委員会の運営スケジュール案についてです。6ページになります。本日5月18日に第1回の会議を開催していただきまして、協議事項としての資料を整えさせていただきましたので、これに伴い審議をしていただきたいと考えております。それから第2回の小委員会の会議を6月中旬と考えていたんですけれども、各町の6月議会の関係もございまして下旬に開催したいと考えております。第3回の会議は7月中旬に開催したいと考えております。この3回目の会議を一応の最終会議ということで考えておりますので、小委員会としての答申案を含めて最終結果に導いていただきたいと考えております。それで、協議結果につきましては、8月に開催を予定しております協議会に協議結果を報告していきたいと考えて

<p>議長 (宇田 寛)</p>	<p>おります。また、本日の協議内容につきましては、5月30日に開催されます第13回の合併協議会に委員長から報告していただきたいという風に考えております。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。ただ今、今後の小委員会のスケジュール案について事務局の方から、本日の第1回が今日ですが、第2回が6月の下旬、それから7月の中旬の第3回目で答申案を確認して、8月の協議会の方へ結果報告ができるようにするという事なんですが、これについてご意見なり、ご質問なりございませんか。</p> <p>「異議なし。」の声あり。</p>
<p>議長 (宇田 寛)</p>	<p>はい、ありがとうございます。それではこのような形で非常に6月、7月とご多忙なことだろうとは思いますが、一つご協力を賜りたいと思います。</p> <p>それでは続きまして、協議事項第3項の新市の市長、助役、収入役、及び教育長の給料月額についてから、協議事項第5の新市の非常勤の特別職の報酬額についてまでを一括して事務局の方からご説明をいただきたいと思えます。</p>
<p>事務局 (総務課長補佐 栗本宗彦)</p>	<p>失礼します。それでは7ページをご覧ください。新市の市長、助役、収入役及び教育長の給料月額についての資料を説明させていただきます。</p> <p>まず5町の4役の給料月額についてですが、見ていただきますとわかりますとおり、町長、助役の給料月額につきましては、現在貴志川町が一番高く、町長で71万5千円、助役で58万円ということになっております。また、町長の額に対しましての割合をそれぞれ参考までに載せさせていただきます。給料月額につきましては、16年4月1日現在となっておりますが、17年度も同じ額ということになっております。</p> <p>それから下の段ですが、県内の和歌山市を除く市と岩出町の給料月額を載せております。見ていただきますと、旧の海南市が一番高くなっておりまして、市長で89万円ということになっております。人口規模として同規模の田辺市さんを見ますと、旧の田辺市さんなんですが、市長の額は83万円、また岩出町さんが75万円というような状況になっております。</p> <p>めくっていただきまして8ページをご覧ください。8ページでは類似団体の市の4役の給料月額についての資料であります。まず人口類似団体ということで、紀の川市は平成12年国勢調査人口で7万67人ということになっております。その人口を境に調査しております。それで市長月額でいいますと、9つの市を載せてるんですが、この中では一番下で80万円、</p>

南アルプス市になるんですが、上は玉野市というところで94万円ということになっております。平均といたしましては一番下の蘭に87万円ということになっておるんですが、これはあくまでも9市の平均でございますんで、参考ということにとどめていただきたいなと考えてます。また、それから住民一人あたりの額ということで計算しておりますが、これ小数点以下まで表示すればよかったですけれども、大体住民一人あたり12円程度というような状況になってるかと思います。

その下に人口・産業構造類似団体ということで載せております。この資料は、市町村の態様を決定する要素の中で最も度合いが強くて、客観的に把握できますこの「人口」と、「産業構造」により設定されました類似団体ということで、その比較表であります。それで紀の川市を分類しますと、都市 1 という類型ということになるんですが、この - 1 という類型の該当団体がございませんでしたので、最も近い都市 2 という団体の資料をここに載せさせていただきます。市長で見ますと、下は82万円から上は108万円というところで幅がございます。参考にしていきたいなと考えております。

それで9ページをご覧ください。合併先進地の4役の給料月額、合併前の旧市町村最高月額、それと給料月額の決定の考え方についてということで表にしております。

まず県内の状況でありますけれども、新の海南市、今年の4月1日に合併をしておるんですが、人口では国勢調査で6万373人ということになります。給料の額の調整に当たっては、一番右端へ書いてるんですが、海南市の特別職報酬等審議会及び下津町特別職報酬等審議会を合同で開催いたしまして、審議の上、調整する。ということで、合併協定書でも確認され、調整されました。結果、旧海南市の現状で調整されたということです。

それからかっこの数字があるんですが、合併当日から市長が選挙される日まで市長が不在ということになりますんで、市長の職務執行者が市長の職務権限の執行しなければなりませんので、市長職務執行者の給料額をかっこの額ということで記載させていただいております。

次に新橋本市ですが、合併期日が来年の3月1日ということになっております。人口規模でいいますと、紀の川市と同規模ということになります。具体的にはまだ決まっておりません。決め方についても今現在、検討しているという段階であります。

それから新田辺市については、今年の5月1日に合併をしております。報酬の額については、旧田辺市の報酬額を暫時適用し、新市の特別職報酬等審議会において協議するという確認されています。それで旧田辺市の額が適用されているということになります。

それから新の新宮市についても、旧の新宮市の給料額を適用し、新市において、特別職報酬等審議会に諮問するということになっております。

それから県外の先進地といたしまして、岡山県の赤磐市の例ですが、今年の3月7日に4町で合併しております。決定の考え方につきましては、類似団体及び岡山県内の市の例を参考に検討し、結果、県内の市の状況から、人口規模に応じて決定しております。類団の平均をみてもほぼ類団どおりの数値となったということでありませう。

それから兵庫県の丹波市においても、各町1名の6名で特別職報酬等審議会というのを立ち上げて、類似団体と近隣の市の額を基に検討し決定したということではございませう。

それから兵庫県の京丹後市では、小委員会で、人口規模を勘案の上、近隣の市の状況を考慮して協議されました。合併協議会においてこの額については確認されております。また、新市においては、速やかに特別職報酬等審議会を設置して、適正なものとなるように努めるものとするということも確認されております。

10ページをご覧ください。新市の議会議員の報酬月額についてですが、先ほどと同じようなパターンで資料を作成しております。

5町の議員の報酬月額であります。5町とも20万台という額になっております。この議員の報酬額につきましても、16年4月1日現在となっておりますが、17年度も同じ額ということになっております。

それから下の段に和歌山市を除く県内の市、岩出町の報酬月額であります。紀の川市の議員の定数につきましては、最初に行われる選挙については30名、それ以後の定数といたしましては26名ということになります。それで県内の市におきましては、議長職で最低額として新宮市の40万7千円と、最高額といたしましては海南市の54万円となっております。人口規模と同規模の田辺市をみましても議長職で、53万5千円ということになってます。

11ページになりますが、人口類似団体といたしましては、議長職では40万円から53万5千円ということになっております。また議員の報酬月額については、平均して約38万円ぐらいということになっております。また、人口・産業構造類似団体をみますと類似(2)ということで、議長で47万3,200円、議員の報酬額といたしましては、38万5,100円といった状況になっております。

次に12ページをご覧ください。合併先進地の議員の報酬月額事例であります。新海南市であります。議員の任期については在任特例を適用しております。18年4月30日まで在任し、その後の議員定数は24人という風になっております。それで報酬月額の決定については、市長等の給料月額と同じで両市町の合同の審議会において審議の上、調整したというこ

とであります。結果、在任特例期間中の適用を前提といたしまして、議長、副議長については海南市の現行の報酬額といたしまして、議員についてはそれぞれの現行どおりという調整となっております。

新橋本市では、19年4月30日までの在任特例を適用しております。議員の報酬額については旧橋本市の例に統一するという事で協定項目の中で確認されております。在任以後の定数は24名ということになります。

新田辺市については、設置選挙となりまして議員定数が68名から30名になります。報酬額については、田辺市の報酬額を暫時適用し新市の特別職報酬等審議会において協議するという事になっております。

新新宮市におきましても、在任特例を適用しております。報酬額については、両市長の現行の額を適用し、新市において特別職報酬等審議会に諮問することを協定項目として確認しております。よって、議長、副議長については旧の新宮市の報酬額、議員につきましてはそれぞれの現行どおりということになっております。

次に岡山県の赤磐市ですが、ここも設置選挙ということで議員数が58名から26名になりました。報酬額については、県内の市の状況から人口規模に応じて決定したということでありまして。

兵庫県の丹波市、ここも設置選挙となりまして、96名から30名になりました。類団、県内の市の例を参考に決定し、議員の報酬額については、必要額ということで低めに決定したということをお伺いしております。

兵庫県の京丹後市につきましても、設置選挙となり議員数が104名から30名になりました。報酬額については、小委員会で協議されまして、協議会におきまして確認されております。また、新市において速やかに特別職報酬等審議会を設置して、適正なものとなるよう努めるものとする事も確認しております。

続きまして13ページ。新市の非常勤の特別職の報酬額についてであります。この中で地方自治法で規定されています市町村に置かなければならない委員会等についての報酬額の状況であります。

5町におきましては、教育委員会の委員長、委員では年額になおしますと貴志川町が一番高く、委員長で31万2千円、委員で25万2千円ということになります。農業委員会では年額で比較しますと、これも貴志川町が一番高く会長で31万2千円、委員で22万8千円ということになります。それから固定資産評価審査委員会については、日額、年額等の差はあるんですが、これは住民からの異議申し出てがない限り、あまり委員会として活動がないんですけれども、日額、年額の違いがありますが、執行額的にはあまり差がないということになります。監査委員につきましては、貴志川町が年額で議会選出の委員で15万6千円、知識経験者が31万2

千円となっております。一番高いといった状況です。

また県内の市の状況ですけれども、教育委員会では、一番低い新宮市におきましても、委員長で年額60万円、委員で48万円ということになっておまして、貴志川町の約倍となっております。選挙管理委員会におきましても、2倍から6倍の差があるということになります。農業委員会につきましてはそれぞれ市によってまちまちであります。また、監査委員を見ましても町と市では大きく差があるというふうに考えます。

それで14ページをご覧ください。人口類似団体、人口・産業構造類似団体を見ていただきますと、報酬額といたしましては、様々でありますけれども市と町とでは差があると考えます。

それから15ページから18ページまでは、5町のその他審議会委員等の報酬額の現況であります。これにつきましては先程も説明させていただきました。これらの委員会等につきましては、現在担当分科会におきまして、新市において存続していくかどうかも含めまして、報酬額案を決めていただくということを考えております。分科会での案を基に決定していくこととしまして、基本的には小委員会では協議しないということで考えております。以上です。

議長
(宇田 寛)

はい、ありがとうございました。事務局の方から第3議案から第5議案までについてご説明をいただきました。まず第3議案の新市の市長、助役、収入役及び教育長の給料月額ということで現状の5町の状況なり、それから県内の市町の特別職の状況等、非常に詳しい資料の説明をいただきましたし、それから類似団体とか人口等の構造の良く似通った市等の何と、色々とできました。

それから第4審議事項の新市の議員報酬月額につきましても現状の5町の議員報酬、或いは県内の関係の資料等も出ておりますし、合併先進地の議員の報酬月額につきましても、事例を出されておましてその決定された月額決定の考え方についても備考のところに記載されております。

それから非常勤の特別職という第5の審議事項についても詳しい資料の提出がございましたが、この非常に色々細かい点もございしますが、皆さん方の方でご質問や、或いはご意見もあれば併せてお願いをしたいと思います。

あの、どなたでも結構です。ひとつ忌憚のないご意見なり、ご質問、ちょっとわかりぬくいってというような点があればご質問いただきたいと思います。

ございませんか。はい、ありませんか。

私、議長でちょっとこんなことというのは、住民一人あたりのいくらとい

うのも非常に参考になる数字ではないかなと思って、ちょっと関心持って見たんですが、そういう点もあります。皆さん方の方でご意見がないようでございますが、事務局の方で何か案というもの、次回の時に出していただけたら、そういうことになりますか。

はい、どうぞ。

事務局
(次長
栗山房大)

本日第1回目ということですね、事務局といたしましてはあまりこう事務局の方から案を出さしていただいてこれでどうでしょうかという形というのは、少し委員会の主旨から外れていくのかなというようなことで、あえて控えさせていただいてるんですけども、本日この資料を提示させていただいて、充分委員の皆様方に現在の類似団体でありますとか、県内の市の状況、或いは5町の今までの状況そういうものを充分認識していただいてですね、その上でそういった予備知識っていうたら失礼なんですけれども、持っていたいた上ですね、審議をお願いしたいとそういう考え方の中から、あえて案的なものは提示させていただいてないんですけども、なかなかこの参考のデータだけですね、皆さん方に審議をしていただいて額をきちっと決めていくところまでっていうのは大変な作業になってこようかと思しますので、もし許していただけることになりましたらですね、事務局案というのではないんですけど、本来執行部っていうんですか、町長なり市長なりがこういった特別職の報酬等を変更する場合とか、決める場合っていうのは議会に条例で当然決めることとなりますので、議会に出していくんですけど、その議会に出す前にですね、特別職報酬等審議会にかけてその上で議会に上げていくということが各町の議会で決まっておりますですね、その際には当然その事務局案といいましょうか、執行部案が提示されて、それを持って審議していただいて、これでいいとか、少し変えるとか、審議会の中で議会にあげていくという形をとるわけなんです。それでそういう形になりますとですね、2回目ぐらいからですね、事務局案というより執行部案ですね、各町のそれぞれの担当している部局の案等を事務局の方でまとめましてですね、委員会の方へ示させていただいて、それを基に審議していただくのも一つかと思しますので、そういう方法も事務局としては、いかがかなと思ってございます。以上でございます。

議長
(宇田 寛)

はい、ありがとうございます。ただ今事務局の方からやはり、事務局案というか、いわゆる5町の町長のご意見というものを出示してもらった中での審議をいただくと、第2回目からはそういうことになっていくということなんですが、そういうことでよろしございますか。

<p>委員 (奥 順司)</p>	<p>あの、第2回目6月の下旬で、次がもう第3回がもう7月で大体最終決定せなならんスケジュールになっておると思いますんで、まず今日は最初ですから、こういう資料、データを色々見せていただいて、これで色々検討もできると思うんですけども、新市のまだ先の見えない、形の見えない額を出せというんやから、一つたたき台を事務局の方で作っていただいて、第2回目にはそのたたき台を一つ皆さんに披露願ってですね、それで最後の検討をして、次の7月中旬頃の最終会議で決定と、こういう順序にせんとしぬくいわな。そういうことでお願いしたいと思います。</p>
<p>議長 (宇田 寛)</p>	<p>はい、わかりました。今、奥委員さんから非常に貴重なご意見が出たんですが、他の委員さんで他にまたこういう考え方もどう。はい、どうぞ。</p>
<p>委員 (松浦 猛)</p>	<p>ちょっと教えていただきたいんですけどね、この類似団体の市の常勤の特別職の給料月額等とありますわね。これ見てくるとずっと大体住民一人あたり、いくらが適当かというようなやつがずっとこう出ると、これはたまたま決まった後から、計算したらこうなったんか、それともこういうやつは今までですよ、今まででも町の特別職の給料決める時に、こういうのが頭の隅にあって計算していたんか、そこらどうですか。</p>
<p>事務局 (次長 栗山房大)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長 (宇田 寛)</p>	<p>はい。</p>
<p>事務局 (次長 栗山房大)</p>	<p>今、松浦委員さんの方からその一人あたりの、住民一人あたりの額について、今までそれぞれの町です、決める時にそういうことを含んだ上で額を決定していったんかって、決めていったんかっていうことなんですけども、私も実はその町におきましてですね、その仕事を実際経験したことございませんので、はっきりわからないんで、その前に総務課長さん方おられますので、もしわかっている総務課長さん方ありましたら、オブザーバーですけども、お答え願いたいところなんですけど、私思いますのに、そこまで細かく住民一人あたりを計算してですね、額を算出して出していくというよりも、今現代の額を基にいくらかを上げていくとか、下げていくとか、カットするとか、アップするとかそういう形が多いんじゃないないかなと思うんですけど、総務課長さん方どうでしょうか。</p>
<p>議長 (宇田 寛)</p>	<p>はい、どうぞ。</p>

<p>オブザーバー (粉河町総務課長 宇野 康夫)</p>	<p>すいません。粉河なんですけども、粉河町につきましては、16年度の去年4月から改定してます。町長はじめ、議会議員も。その際の審議会を開いた中では、今言われました、住民一人あたりという単価を積算した上で審議じゃなしに、もう全体的に近隣の市町村等を考慮したうえで判断していただいたという状況でございます。</p>
<p>議長 (宇田 寛)</p>	<p>はい、ありがとうございます。他、判断基準でうちは違いますよというような町はございませんか。皆大体そんなようなところで決定されてますか。はい、ありがとうございます。 松浦さん、そういうことですので。他、ございませんか。はい。</p>
<p>委員 (河上泰三)</p>	<p>すいません、あの次回の協議なんですけど、資料、この資料見させてもらう中では、特別職の給料については、記載っていうか参考になる資料付けていただいておりますけども、一般の職員さんの一番等級の良いというか、給料の良い金額っていうのがありますよね。色んな意見を戦わす中でその資料があればですね、わかりやすいんじゃないかなと思うんでそこら辺の資料をもしあれば、お願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 (次長 栗山房大)</p>	<p>議長、いいですか。</p>
<p>議長 (宇田 寛)</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>事務局 (次長 栗山房大)</p>	<p>それ、一般職の給料表のことですか。そうですね、給料表ですね。それを資料として出さしていただくということにいたします。まさかこの今の、それぞれある市とか等の給料と我々のこの新しく作る市の給料の比較という意味じゃないですね。今現在の給料表という意味ですね。</p>
<p>委員 (河上泰三)</p>	<p>はい、そうです。</p>
<p>事務局 (次長 栗山房大)</p>	<p>はい、わかりました。</p>
<p>議長 (宇田 寛)</p>	<p>他、ございませんか。 はい、ありがとうございます。それでは、一つ事務局の方で、案を次回の際には、出していただくということと、今河上委員さんの方から出ました一般職の方の給与水準っていうんですか、そういうものをひとつ付属資</p>

	<p>料として出していただくということをお願いをしたいと思います。</p> <p>それでは、異議がないということでございますので、本日の議案第3号から第5号につきまして、継続審議をさせていただくということによろしございますか。</p>
<p>議長 (宇田 寛)</p>	<p>「はい。」の声あり。</p> <p>ありがとうございました。他に事務局の方からは、何かご連絡なり、ご意見ございませんか。</p> <p>それでは、次回の第2回目の開催6月中旬ということなんですが、これについてなにか、皆さん方のご都合等でご意見がございませんか。もう事務局の方で下旬でということによって20日以降ということですか。はい。</p>
<p>事務局 (次長 栗山房大)</p>	<p>先程の栗本の説明の中で、6ページのスケジュール案につきましてですね、第2回はこの案で6月中旬っていう風にプリントされてるんですけども、実は6月議会が各町入りましてですね、中旬なかなかこう議会日程の関係上、中旬に委員会を設けることなかなかできないと思いますので、下旬に訂正を願いたいということ、先程栗本の方から説明申し上げたと思うんですけども、そういったことで、事務局といたしましてはですね、この間今回のこの会議につきまして、急にもう1週間か10日ぐらい前にお願いますってということで、電話で申し上げて文書発送させてもらおうと、なかなかお忙しい中急に集まっていただくというような形になってしまいましたのでですね、できましたら本日決めといていただきたいという考え方の中でですね、事務局案といたしましては、6月28日の火曜日なんですけれども、午後1時30分から、場所につきましては、粉河のふるさとセンターの2階の視聴覚室におきまして、開催していただければと考えております。以上です。</p>
<p>議長 (宇田 寛)</p>	<p>はい、今具体的に第2回の日程につきまして、6月の28日火曜、粉河のふるさとセンターをお借りして開催するということなんですが、それでご都合よろしございますか。</p> <p>「はい。」の声あり。</p>
<p>議長 (宇田 寛)</p>	<p>はい、ありがとうございます。それではそういうことで日程の設定をお願いしたいと思います。</p> <p>以上で、皆さん方から非常に熱心なご意見、ご質問も出ましてありがとうございます。次回は6月の28日ということをお願いをします。なお、</p>

本日の小委員会の審議経過及び結果につきましては、5月の30日開催の第13回合併協議会で報告をさせていただきます。

非常にまずい議長で皆さん方に色々ご迷惑をかけると思うんですが、一つよろしく。本日はこれをもって終わりたいと思います。なお、次回からもひとつ議長の、委員長の足らんところはどんどんご指摘をいただいて、実のある委員会にしたいと思いますのでよろしく願いしておきます。ありがとうございました。

--	--

--	--